

平成 26 年度 第 1 回 台東区次世代育成支援地域協議会 会議録

会議体の名称	台東区次世代育成支援地域協議会	
事務局（担当課）	区民部 子育て支援課	
開催日時	2014 年 5 月 28 日（水） 19:00～20:20	
開催場所	台東区役所 4 階 庁議室	
議題	1．開会 2．委嘱状の交付 3．新委員紹介 4．議事 （1）審議事項 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「確保方策」について （2）その他 確認制度と確認のための施設及び事業に関する基準について	
出席者	委員	松原委員長、浅野委員、宇津木委員、澤田委員、藤巻委員、森部委員、河野委員、関戸委員、生駒委員、馬上委員、荒川委員（企画財政部長）、西島委員（区民部長）、清古委員（健康部長）、神部委員（教育委員会事務局次長） 欠席 堀内副委員長、富坂委員、稲沢委員
	関係課	柴崎課長（庶務課）、田中課長（学務課）、前田課長（児童保育課）、上野副参事（教育委員会事務局）
	事務局	酒井課長、宮野係長（子育て支援課）

配付資料	（事前配付資料） ・資料 1 子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「確保方策」について（当日机上配布により差替え） ・資料 2 確認制度と確認のための施設及び事業に関する基準について （机上配付資料） ・次第 ・前回議事要旨 ・委員名簿 ・次世代育成支援地域協議会設置要綱
------	--

審 議 結 果

(1) 審議事項

子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「確保方策」について

資料1に基づき事務局から説明があり、全体としては了承された。委員から出た主な意見は以下のとおり。

- ・ 保育園や放課後児童健全育成事業について、質の低下が生じないような方法で見込み量を確保してほしい。
- ・ 保育園などで働く人の確保方策を検討してほしい。
- ・ 保育園や、青少年などで、本来受けるべきサービスを受けることが出来ない子どもへの対策を考えてほしい。

(2) その他

確認制度と確認のための施設及び事業に関する基準について

資料2に基づき、教育委員会事務局副参事から説明がされ、次回の協議会で意見をいただきたいと発言があった。委員から出た主な意見は以下のとおり。

- ・ どのサービスの質も、均等になるよう配慮してほしい。
- ・ 次回は少し前に資料をいただかないと議論が難しい。

検 討 経 過

1. 開会

事務局：皆様こんばんは。間もなく定刻でございます。おそろいになりましたのではじめさせていただきます。私は事務局を務めます子育て支援課長の酒井と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

2. 委嘱状の交付

今回本協議会委員のうち、台東区小学校PTA連合会の代表と区職員に変更があり、引き続き委員をお願いする方々にも任期の延長があったため、委嘱状を机上配付した。

3. 新委員紹介

新委員は次のとおり。台東区立小学校PTA連合会長の富坂伸吾委員、区民部長西島久雄委員、健康部長清古愛弓委員、教育委員会事務局次長神部忠夫委員。

4. 議 事

松原委員長：これから平成26年度第1回台東区次世代育成支援地域協議会を開会いたします。議事に入ります前に、傍聴についてお諮りします。本日提出された傍聴願についてはこれを許可したいと思いますがいかがでしょうか。

異議なし

(1) 審議事項

・子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」と「確保方策」について

松原委員長：では議事に入らせていただきます。本日は審議事項が一つとその他一つということになっております。まず審議事項、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策について、資料1の差し替えがありました。それによりまして子育て支援課長からご説明をお願いいたします。

酒井課長：それでは私から、子ども・子育て支援事業計画における量の見込みと確保方策についてご説明をさせていただきます。資料に沿ってご説明いたします。資料1をご覧ください。まず項番1の基本的な考え方をご説明します。本件は子ども・子育て支援法におきまして国が示す基本指針に基づき、5年を1期とする子ども・子育て支援事業計画を作成するものでございます。教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込み、それに対応する提供体制の確保と実施時期について定めることとなっており、その内容につきまして区案をお示しするものでございます。法定計画の策定に当たりましては、現在の利用状況、潜在的なニーズを踏まえるために実施しました調査の結果などから、量の見込みを推計し、具体的な目標設定といたしまして、提供体制の確保と実施時期の設定を行うものでございます。また、教育・保育、すなわち幼稚園・こども園・保育園等は、国の待機児解消加速化プランにおいて目標年次としております平成29年度までに、待機児ゼロとなるよう確保・整備することを目指してございます。

次に項番2、量の見込みの算出と確保方策の設定についてでございます。まず(1)の量の見込みの算出について、すなわち法定計画に関します5年間の事業量をどのように算出しているのかということにつきまして、別紙1に基づきご説明をいたします。別紙1の項番1、量の見込みの算出方法をご覧ください。量の見込みは国の手引きによりまして、各事業の利用状況とニーズ調査等を踏まえて算出することとされてございます。手引きでは、手引きで示します標準的な計算方式による算出結果を、子ども・子育て会議などの議論、すなわち本区ではこちらの協議会でございますが、こちらでの議論を経て、補正をすることも可能であるとされてございます。本日はこの補正案を、資料上は算出要素の追加として記載してございます。また一部事業は、事業実績等から算出をすることとなっております。

次に項番2をご覧ください。全国共通で量の見込みを算出する事業が定められてございます。事業は教育・保育の施設給付等と地域子ども・子育て支援事業に大きく二つに分けられており、個別の事業はそれぞれ3事業と11事業で表に記載のとおりでございます。これらにつきまして、国の手引きに従い量の見込みを算出いたしました。

おめくりいただきまして2ページをお開きください。こちらからが算出の手順ということにな

ります。まず量の見込みの算出のベースを設定することをいたします。それが家庭類型と家庭類型に関連する事業の分類でございます。こちらにつきましては、未就学児童の保護者に対するニーズ調査の結果を用いて設定をいたしております。今回お配りした緑色の冊子ですが、そちらの中に未就学児童の保護者に対するニーズ調査の結果も入っております。詳細につきましては2ページと3ページに記載のとおりでございます。

4ページをお開きください。さらにこちらの人口推計を使いまして、量の見込みを出しております。個別の算出に入ります前に全体の傾向を申し上げますと、全体としては実際の利用状況より大きな数値が出ているものが多くございます。こちらは台東区に限らず、23区で情報交換しましても同様の状況にあることが分かっております。量の見込みの算出に使うニーズ調査の結果は、利用意向を答えているものがほとんどでございますので、そういったことからあったらいいなという部分が入っていて、実際の利用より高くなっていると私どもは考えてございます。

では、これから量の見込みをどのように算出したのかをご説明いたします。全体の話としましては、こちらの資料上、標準計算による量と書いておりますところが、国の手引きに記載の標準的な計算方法により算出した量を記載しております。表の網掛けのところは量の見込みの案といったスタイルで資料づくりをしております。

それでは5ページの項番5、教育・保育事業の量の見込みをご覧ください。まず黒丸の量の見込みの基本的な算出式のところをご覧ください。教育・保育事業につきましては、人口推計による児童数と家庭類型の割合を掛け合わせまして、家庭類型別の児童数を算出し、さらに事業の利用意向率を掛け合わせるという形で算出することが基本でございます。これからこのご説明に入っていくのですが、子ども・子育て支援新制度では、就学前の子どもたちを保育の必要性に応じて認定をすることになっておりまして、三つの区分を設けているのが特徴でございます。

まず三つの区分のうちの一つ目でございますが、(1)の1号認定という区分でございます。こちらは3歳から5歳で、幼稚園またはこども園の短時間保育を利用する見込みの子どもということになりますが、分け方としまして専業主婦か、あるいは短時間就労の家庭で3歳から5歳の子どもで利用したい事業として幼稚園、またはこども園を選択した者の割合と、推計児童数から算出することをしてしております。人数は表の網掛けの欄のとおりでございます。こちらは、国の手引きに記載の計算式とおりの計算を標準計算という表現をしておりますが、その標準計算による量を区の量の見込みとさせていただいております。

続いて(2)は2号認定という区分でございます。3歳から5歳で保育の必要がある子どもでございます。ひとり親家庭か共働き家庭の3歳から5歳の子どもという区分になってございます。そのうち、2号認定は二つに分けておりまして、現在幼稚園、またはこども園を利用している子どもを、教育希望が強い子どもと捉えております。次にご説明する0から2歳で保育を必要とする3号認定、その子どもと合わせまして、保育を必要とする子どもの数というのは実態より大きく出ておりますために、区が標準計算に対しまして、計算要素を追加してございます。二重カッコでくくっております算出要素の追加という項目をご覧ください。

ここで使います推計児童数におきまして、ニーズ調査で現在定期的な教育・保育事業を利用しているかという質問に対しまして、一定年齢以降の利用を希望しているために現在は利用していないと回答した人の割合を、その年齢の推計児童人口から控除するということをしてございます。その結果、標準計算から若干下がった人数が量の見込みということで出てございます。

それから6ページをお開きください。こちらはただ今の2号認定の続きでございますが、先程、現在幼稚園またはこども園を利用している子どもを教育希望が強い子どもとして算出するということを申し上げましたが、その子どもたちの数を除いた3歳から5歳で教育・保育施設や事業の利用意向がある子どもたちの人数ということになります。2号ということでございますので、算出要素の追加の部分については同じことを加えさせていただいております。この標準計算による量の数字のところには、先ほど申し上げた教育希望が強い子どものところに入っております標準計算による量の数字も内数として入っております。

次に7ページをご覧ください。3号認定という区分でございます。0歳から2歳で保育の必要がある子どもでございます。ひとり親家庭か共働き家庭の0歳から2歳の子どもで、教育・保育施設や事業の利用意向がある子どもの人数ということになります。算出に当たりましては、こちらにも算出要素の追加をしております。算出要素の追加項目をご覧ください。一つ目でございますが、0歳児の保護者で1歳まで育児休業の取得を希望すると答えた方、その方については、0歳児保育の利用意向は低いと見なしまして、0歳の利用意向から控除をしております。二つ目は2号の時と同様、推計人口において一定年齢以降の利用を希望しているため現在は利用していないと答えた人の割合を、その年齢の推計児童人口から控除しております。その結果、0歳児の見込み量が4割弱下がっておりまして、量の見込みとしては表の網掛けのとおり数字となっております。

8ページをお開きください。地域子ども・子育て支援事業の量の見込みでございます。こちらは11事業でございます。まず(1)の時間外保育事業、いわゆる延長保育でございます。0歳から5歳の保育が必要な子どもの18時以降の保育希望を量とするもので、標準計算どおりの数量を量の見込みとしております。

9ページをご覧ください。(2)いわゆるこどもクラブでございます。こどもクラブは平成27年度からは小学校6年生まで対象拡大をするということになってございます。ここは標準計算で算出をしております。小学生保護者へのニーズ調査の結果から、ひとり親や共働き家庭の小学生の放課後のこどもクラブの利用意向を把握いたしまして、高学年・低学年で分けるという形で算出をしております。数値につきましては網掛けのところのとおりでございます。

10ページをお開きください。ショートステイ、宿泊での預かりの事業でございます。こちらにつきましても標準計算で算出をしております。未就学児童についての全家庭を対象にしまして、ショートステイの必要性が高いと考えられる事例がどれくらいあったかを把握しまして、その結果で算出する形になってございます。

次に11ページをご覧ください。(4)こちらはいわゆる子ども家庭支援センターのことを指してございます。こちらにも標準計算で算出をしております。0から2歳のすべての家庭が対象で、現在の利用者と今後の利用意向がある人の割合ですとか、平均の利用回数から算出をしております。

続きまして12ページをお開きください。一時預かり事業でございます。幼稚園の在園児が対象の預かり保育と、それ以外の一時的預かり事業に分けて量の見込みを算出しております。は幼稚園での一時預かりでございます。標準計算と共に算出要素の追加をこちらでもしております。まず標準計算でございますが、四角の囲みをご覧ください。1号認定による利用は、3歳から5歳で、幼稚園やこども園の短時間保育を利用したい、そして、かつ一時預かり事業も利用したい

という人、あるいは、今そういった利用をしている方で、かつ一時預かり事業も利用しているといった人の平均の利用意向日数を算出しております。2号認定による利用は、3歳から5歳で保育の必要性はあるけれど、幼稚園等の利用希望等が強いということで、そういった方については保護者の年間の就労日数から算出をさせていただきます。その結果なのですが、13ページをご覧ください。

表でございますが、13ページの標準計算による量の内訳の2号認定の欄をご覧くださいなのですが、こちらでは11万人日から12万人日台という数値が算出されました。こちらはですね、13ページの二つ目の表、利用実績をお示ししているのですが、その表の年間約3万5,000人日程度という数字から大きく乖離してございます。そのため2号認定による利用につきましては、算出要素を追加いたしました。お戻りいただいて12ページの四角の囲みの下の算出要素の追加というところをご覧ください。

調査結果をさらに細かく見てまいりまして、幼稚園の預かり保育を希望しない方、あるいは、日常におじいちゃん・おばあちゃんに見てもらえる方については控除をし、また事業としてこちらは平日実施のもので、希望日数が週7日という方でも、週5日以下で再計算するという方法を追加させていただいております。その結果2号分というところが約半分に下がりまして、その形で量の見込みを算出いたしております。その数字が13ページの網掛けの量の見込みのところの数字になります。

それでは14ページをお開きください。こちらが一時預かり事業の今申し上げた幼稚園在園児以外の預かり事業についてでございます。標準計算に従いまして、0から5歳のすべての家庭類型を対象としまして、不定期の保育事業の一部を除くという条件の下の利用意向から算出しましたところ、こちら真ん中の表の標準計算というところにある欄のとおり、9万人日台の量が算出されてございます。こちらは参考のところを利用して実績の表をつけておりますけれども、こちらの表の一番下の欄にあります概ね1万5,000人日前後という数値と大きく乖離してございます。こちらの事業なのですが、保護者に何かがある時に子どもを見てほしいというものでございますので、利用意向は高く出ると考えられます。そこで利用意向に対してどれぐらいの利用があるかという要素を加えて推計をさせていただきます。具体的には四角の囲みの下の算出要素の追加のところに記載のとおり、現在実施している預ける事由を問わず保育をする事業というのが、区で2事業ございます。ファミリー・サポート・センターといっとき保育というものですが、これらの2事業について登録者と利用者との比率を算出しまして、標準計算による量に乗じるという計算をいたしました。結果として14ページの真ん中の表の量の見込みの数値というものが出てきたというところでございます。

それから15ページをご覧ください。病児・病後児保育でございます。こちらは標準計算によりまして、0から5歳のひとり親家庭と共働き家庭を対象としまして、子どもが病気やけがで教育・保育施設を休んだことがある方のうち、この事業を使う可能性のある方の割合と、利用意向日数から算出しましたところ、真ん中の表のとおり、約7,000人日という数字が出ております。標準計算による量というところの欄の数値でございます。一方利用実績ですが、こちら表でお示しましたが、病後児保育をやっておりますが、200人弱で推移をしているというところでございます。そのためにこちらにつきましても、算出要素を追加してございます。まず回答者のうち教育・保育施設を利用していない方の割合を控除いたしました。次に、その数値に国の

調査結果を用いまして、病児・病後児保育施設の稼働率の平均値を乗じて算出をするということをやりました。結果が網掛けの欄の数値となっております。

次に16ページをお開きください。就学児対象のファミリー・サポート・センター事業でございます。こちら、標準計算によりまして5歳のすべての家庭類型を対象として、放課後の時間を過ごさせたい場所でファミリー・サポート・センター事業を選択した方の割合と利用希望日数で算出をいたしました。そうしましたところ、回答者数が3人と少なかったために、それではなかなか量として判断が難しいであろうということで、利用実績を参考に加味しております。具体的には算出要素の追加のところをご覧ください。利用希望日数は1週間あたりの希望利用日数に52週を乗じるという計算をしておりますが、そちらにつきまして、1週間あたりの希望利用日数を、実際の実績による1週あたりの利用日数を算出しまして計算しております。その結果が量の見込みの数値となっております。

それから、(8)利用者支援以降18ページの養育支援訪問事業まではニーズ調査によらず、人口推計ですとか、事業実績などから量の見込みを算出しております。ここまでが量の見込みの算出についてのご説明でございます。

続きまして、ただ今の量の見込みに対して、区はどのように確保方を設定すると考えているのかをご説明させていただきます。別紙2の量の見込みに対する確保方針の設定について、をご覧ください。まず項番1の確保方針の設定についてでございます。算出した量の見込みに対して、方針と実施時期を定めるということをやっております。それから、教育・保育の施設給付につきましては、29年度末までの待機児童ゼロの達成を目指してございます。

それでは項番2の教育・保育事業の確保方針についてでございます。各年度の確保数等は別表1のとおりでございます。後ろに付けてございますので、後ほどご覧ください。まずここでは平成29年度と30年度で区のお考え方を説明いたします。表は上が29年度、下が30年度の案でございます。この表のA欄に先ほど説明した量の見込みの数値が入っております。B欄にはその量の見込みに対して、その年度どれだけの確保数があるようにするかを記載しております。C欄の過不足数がゼロ以上であれば計画上待機児童は解消ということになります。29年度での待機児童解消を目指すことはもちろんでございますが、本区では平成30年度が需要のピークでございますので、30年度時点の見込み量を見据え、30年度でも待機児童がゼロとなる確保策の案をお示ししてございます。毎年度の認定区分ごとにA欄に量の見込み、B欄に確保数と年度ごとの確保数の内訳、C欄に年度の過不足数を記載してございます。

それでは2ページをお開きください。確保方針の方針と対応策についてでございます。まずでございますが、教育ニーズが強い幼稚園とこども園の短時間を利用するという1号対応といたしましては、アの区立幼稚園や認定こども園の定員増を行うことですとか、イの私立幼稚園に対して新制度対応の認定こども園や幼稚園の移行の働き掛けや支援を行うということを行ってまいります。続きまして保育の必要性がある、保育ニーズが高い2号、3号でございますが、こちらにつきましては例えばウのように家庭福祉員の増員を図るですとか、事業所内保育施設については、新制度移行を支援するなどということをやって、対応をしてまいりたいと考えてございます。なお、下にある表につきましては、計画の年度別の新たな施設等の整備予定でございます。

次に3ページをご覧ください。項番3の地域子ども・子育て支援事業の確保方針についてでございます。こちら29年度までに不足を解消することを目指してございます。各事業ともA欄

が量の見込み、B欄が確保数で、表の下段、C欄の過不足数がゼロ以上になれば充足されたことを示すという、表のつくりとしては先程と同様でございます。まず(1)の時間外保育事業でございます。こちらのC欄をご覧ください。不足は生じません。現行体制を維持して対応をまいります。

4ページをお開きください。こどもクラブでございます。C欄をご覧ください。こちらも不足は生じてございません。確保策の方針と対応策は表の下に記載のとおりでございます。まず一つ目でございますが、27年度から高学年が対象となるものの、高学年になるほど利用実績は低下する傾向にあることから、低学年と障害児の希望者全員を受け入れる体制としまして、既存クラブの定員適正化によって受け入れ枠を拡大してまいります。それから二つ目は、障害児以外の高学年は児童館を活用して居場所づくりにより対応するという考えでございます。さらにクラブの配置につきましては、小学校区1カ所を基本としまして、学校内への設置を推進してまいります。

続きまして5ページをご覧ください。子育て短期支援事業でございます。C欄のとおり、28年度から不足を解消する予定でございます。確保方策の方針と対応策に記載のとおり、この不足につきましては、乳児院への委託による乳児ショートステイの実施によって不足分を解消する予定でございます。2歳以上の児童につきましては、現行体制を継続してまいります。次に(4)の地域子育て支援拠点事業、こちらが子ども家庭支援センターでございますが、こちらにつきましては現行の子ども家庭支援センターと共に、それと同様の機能を果たします児童館の幼児タイムを確保策としまして対応をしていくというふうに考えてございます。

6ページをご覧ください。一時預かり事業でございます。まずの幼稚園在園児を対象とした一時預かりでございます。C欄をご覧ください。こちらも不足は生じてございません。確保策の方針と対応策でございますけれども、現行の認定こども園の短時間保育の預かり保育と、私立幼稚園さんの預かり保育により対応をしていく予定でございます。こちらの確保数の検討にあたりましては、私立幼稚園連合会さんに大変ご協力をいただいております。この場を借りてお礼申し上げます。

7ページをご覧ください。の幼稚園在園児対象以外の一時的預かり事業でございます。C欄をご覧ください。こちらも不足は生じてございません。この事業は数量的には不足はないのですが、確保方策の方針と対応策に記載のとおり、一部事業の拡充を検討いたします。それがいつとき保育でして、事由を問わない預かりですが、現在区内1カ所での実施のため、ニーズ調査の自由記述等でも地域偏在の解消を望む声が出てございます。そのため、待機児の解消の動向ですとか、現在の一時保育の稼働率や需要の推移等を踏まえまして、新たに誘致する教育・保育施設での実施ですとか、あるいは今後一時保育等の空きが出たような場合とか、保育園・こども園等で空きが出たような場合には、そういったところの活用ですとか、定員の切り替え等が出来ないかということを検討してまいりたいと思っております。

それでは8ページをお開きください。(6)の病児・病後児保育事業でございます。C欄をご覧ください。29年度から不足を解消する予定になってございます。確保策の方針と対応策といたしましては、病後児保育の現行体制の維持の他、病児保育につきましては、居宅派遣型を検討してまいりたいと思っております。それから(7)就学児対象のファミリー・サポート・センター事業でございます。こちらも過不足は生じてございません。現行体制で対応をまいります。

9ページをお開きください。(8)の利用者支援事業でございます。こちらは区役所内の窓口を

1カ所設置することで対応してまいります。次の(9)妊婦に対する健康診査、(10)の乳児家庭全戸訪問は、いずれも現行体制で対応してまいります。

それから10ページをお開きください。養育支援訪問事業でございます。こちらは現行体制に加えまして、職員の増員や協定事業者の参加促進を図ってまいります。

最後になりますが、折りたたんでおります表は、教育・保育事業の平成27から31年度の年度別の量の見込みと確保数の内訳となっておりますので、こちらにつきましては後ほどご覧ください。確保方策の設定についての説明は以上でございます。

松原委員長：ありがとうございます。そうしましたら、大きく言って三つのポイントがあるので。一つは、量の見込みが妥当であるかどうかということ。二つ目にその見込みに対応した確保策が妥当であるかどうか。3点目は、実は量の話になっておりますが、実際に使い勝手の問題とか、使い始めてから子どもにどういう教育・保育、あるいはその他のケアが提供されるかというその課題。その三つのポイントがあるかと思しますので、一応整理をそういうふうにさせていただいて、別に量の確保の妥当性から区切って議論は始めませんので、そのことをちょっと意識していただきながら、ご自由に発言いただきたいと思います。いかがでしょうか。

森部委員：量の見込みの話については、こういう計算方法もあるのだなということを勉強させていただいて、これだけで本当に適切かどうかの判断は出来かねるのですが。この確保方策から質の問題に来た時に、もう今国の方針として、29年度末までに待機児童をゼロにするという方針が出ていますから、当然実際はそれを目指して計画を立てなければいけない。これは分かりますけれども、ただその時にあまりにも急いでやることによって、いろんな弊害が出てくるのではないかと。現実に非常に劣悪な保育所で子どもが逃げ出したとかいう事件も起きていますし、先日もベビーシッターの問題もありましたね。だからそういうことを考えておかないと、ただゼロにすればいいということでは。

NHKのテレビを見て、毎日待機児童特集をやっていますね。先日も川崎かどこかで360何人いたのが、一生懸命やっただけでも60何人は残ったということをやっている。毎日それを見ていると、何か待機児童ゼロだけが目標になっている気がどうしてもするんですね。この時にこそ、それをやりながら質を考えていかないと大変な問題が起きるのではないかと。

これを見ていると認可保育所を作ればいいのか、それは分かりますよ、作れば入るのだから。ですが、そこを考えておかないと。例えば、小規模の保育所を作る時に、日当たりは悪い、風通しは悪い、国有地まで払い下げると言っていますからいいのかもしれませんけれども、そういうものでもOKなのか。それから、保育士が非常に今集まりにくいということも言われております。保育士もどう確保するのか。もうスパッと切っちゃったら、集まらなければ何人保育士がいれば、あとはアルバイトでもいいよっていう形までOKにしてニーズを確保していくのか。そういうことを考えると、いくら何でもそれは恐ろしいことであって、3年ちょっとでそれをやるというのは、大変なことだと思うのです。そういうことについて、ちょっとお伺いしたいなというのがございます。

前田課長：今委員からご指摘がありました保育園の質の問題という部分でございます。現状、区

の方で新規の保育所の開設に当たりましては、民間事業者を誘致するというような形を基本に進めている状況でございます。事業者の選定の際には、保育士の確保方策とその見込み、それから職員の研修ですとか、資質向上の取り組み、そういった点を特に重要なポイントとして、また、通風ですとか採光、どういう施設でどういう運営をしていくのかということも重要なポイントとして選定に当たっております。まず必要最低限と言いますか、最低の部分のラインはしっかり質を確保した上で、今後も事業者の選定、誘致を進めていきたいというのが基本的な考え方として持っております。ですので、今後は数を作ればいいという考えではなくて、そういった質を確保した上で、数を増やしていきたいというのが基本的な考え方でございます。

それから前回の協議会でもご報告したとおり、保育士の処遇改善の取り組みですとか、資格の取得を目指す方への支援など、そういった点での保育士の確保方策についても取り組んでおりまして、今後も保育士の確保は非常に厳しいという状況は十分予想されておりますので、保育士の育成、そういった資質向上の取り組みも含めて、引き続き重要な視点として検討していきたいと考えているところでございます。

田中課長：保育所もそうですが、幼稚園・こども園も同様に挙がっておりますが、同じように先ほどのようなニーズの動向を見極めて、これから遠い将来には減っていくという状況も見据えているところですので、先ほど申し上げたように定員の出来るだけの調整もしながら、必要なこれも民間誘致も含めた整備も前提となって想定されるわけですが、ご指摘のようにその際心配される人材の質の確保、その育成の取り組みですとか、また定員調整の場合も、環境の悪化といったことにならないように、当然十分な配慮をいたしますし、誘致する場合もそういったことを条件に誘致をしていくということで取り組んでいきたいと思っております。

森部委員：基本的にはそう答えられると思うし、そうしていただかなければいけないと私も思います。ただ、現実には部屋を確保しようとか、その時に本当に出来るのかということと、それから今保育士の問題が出ているんですが、保育士も国家試験ですよ。ただ保育士は1回取ってしまえばずっとやれるんですよ。幼稚園の教員は免許更新があるから10年ごとに研修があるんですよ。そういう意味での資質のこともやっぱりきちんと維持をする。そういうふうにしていかないと、ただ昔免許を取ったからというので、今はそういうアンケートがどんどん来ていますよね。うちの職員にまでアンケートが来ているんですよ。何であなたは保育士をやらないんですかって。幼稚園の教員をやっているのにですよ。そのぐらい今は保育士が足りないんだなというふうに感じるんです。

そういう保育士、じゃあ10年前にやっていたから即免許あるからいいよという、これはやっぱり質のことを考えると非常に問題があるのではないかと私は考えているので、その辺ところはぜひそういうふうにしていただきたいなと、そう思います。

こういう問題を出された時に、本当に教育ニーズとか保育ニーズとか、親のニーズとかいろいろとありますよね。子どものニーズはないのですよね。要するに子どもは例えば0歳にニーズ調査は出来ませんよね。まあ3歳ぐらいになるとママがいいって、うちの幼稚園でも、まあそのぐらいの希望しか出せない。だけど、我々こういうことをやる時には、子どもの思いとか、子どもの幸せとか、そういうことをぜひ考えておかないと、絶対に駄目だろうと思うのですよね。なぜ

親の就労だけなのか。大事ですよ。私、親が働いちゃいけないとか、そんなことは全然考えていない。非常に大事だと思うし、そういう仕事と子育ての両立って考えていかなければいけないけれども、子育ても大事な仕事なのだと私は思う。だからそういう子育てがしっかり出来るような社会の仕組みを作らなければいけない。

これでちょっと先に行っちゃっていいのかわかりませんが、例えば0歳は原則は施設に預けない。何か控除したりって書いてありますよね、そういうふうにと考えると、それだけでも待機児童の部分って減りますよね、当然。そして1歳からとか必要に応じて短時間の勤務があるとか、そういう形にしていって。働いて子育てもしながらやっていける、そういうふうな考え方を持ててこういうものを作っていないと、ただ数だけとか、量だけで全部やってしまうと、非常に大きな問題があるのではないかと思います。

だから今言ったように、0歳のところは産休と育休は取れる。ここの中にも就業規則を知らなかったとか、うちの会社にはないとかっていう調査がありましたよね。そういうことをきちんと働き掛けてやっていく。中小の中で非常に厳しいかもしれません。だけどそういうことも考えておかないと、やはり本当の意味の子ども・子育てにはならないように思う。そして、台東区は区長がいつも子育てするなら台東区っておっしゃっていますよね。だけど、子育てするのは台東区では困るので、その辺のところはやっぱり考えてやっていただきたいというのが、委員として私はそれだけはぜひ言っておきたいと思いました。

酒井課長：今森部委員がおっしゃったことは非常に重要な視点だと私も思っております。そういった両立支援という部分について、中小企業さんがなかなか難しいところはあるかもしれませんが、区といたしましても都と連携して周知啓発を図るといった働き掛けはやっていきたいと思っておりますし、そういった部分につきましても今回の計画には何らか書き込んでいければなと思っております。

松原委員長：委員と行政とのやり取りだけでやると、せっかくのこの協議会、委員同士の意見交換をしたいので。何か団体交渉みたいになっちゃいますから、いちいち区側も手を上げていただかなくて結構かと思えます。他にいかがですか。

澤田委員：別紙2の4ページ、放課後児童健全育成事業というところの確保の方針のところ、低学年及び障害児の希望者を全員受け入れる体制、ここはとて素晴らしいことが書いてあると思うのですが、その次に、国の放課後クラブの基準を踏まえて適正化すると書いてあるんですね。国の基準で適正化すると書いてある。私の認識ですと、大体区の基準というのは全国規模で最低限の基準だと思っているのです。で、その上に東京都の基準というものがあって、その両者には隔たりがあると私は思っているのですが。区の基準で適正化を図った時に、サービスの低下は起こらないですか。多分人員配置等の人数とかも変わってくると思うので、区の基準で適正化してしまうと。そうした時に、どうになってしまうのかというのをちゃんと説明していただきたいというのと。

あと、この別紙2に書いてあること全体に言えると思うのですが、新しい建物を作らなければこのこどもクラブに限らず、定員の増員調整で調整すると大体書いてあるわけですね。そうする

と新しい施設を作らないで増員調整で調整した場合に、それはサービスの低下なんじゃないかという受け取り方も出来ると思うのです。別にこの日本の国として、待機児ゼロを実現するためにサービスの低下はしょうがないのだというコンセンサスがあってそういうふうに進めるのであれば、それはそれで一つの考え方だとも思うのですが、そういうところはどうかなのでしょうね。

知りたいのは、国の基準で適正化を図るとはどういうことなのかということの説明と、あとは増員調整という言葉にちょっと怖さを感じてしまうのですが。

松原委員長：2点目のポイントは森部さんの質ということとも共通すると思いますが、量的なニーズ対応をすることが質の低下につながるのかという声が澤田さんから出ているということで、最初の点は質問なので、国の基準というのはどういう意味を持っているか、そこだけ答えたいだけですか。

前田課長：今回、国の方から、児童1人あたり施設の面積1.65㎡という基準が示されています。人数的には40人を一単位と捉えることが基準として示されています。今回適正化という言葉を使わせていただいたのは、実際に施設面積上もう少し子どもたちの受け入れ数を増やせるということと、逆にもういっばいで、多少弾力的に受け入れている部分もあるので、その辺については適正な規模にちゃんとしましょうというところでの適正化という意味も含まれておりますので、すべてが増員するという意味の適正化ではございません。ですので、今回改めて現状のクラブの施設の大きさですとか、使い勝手等を見まして、そういった質の低下が起こらない範囲で増員が出来るところは増員をする。で、若干施設面積的にもオーバーしているところは適正化を図って減員させると、そういう意味での適正化という言葉で使わせていただいたところでございます。

澤田委員：ということは、今まで台東区のこどもクラブの人員、1人に何㎡とかいうのと、あとは人員の基準というのはどのくらいなのでしょう。

前田課長：基本的に40名というのを一つの単位にさせていただいて、クラブの方は整備を進めてきたということがございます。

松原委員長：それに国の基準を乗じて、それより狭いところ、余裕があるところが台東区内にあるという理解でよろしいでしょうか。

前田課長：そのとおりでございます。若干狭くて、ただ併設している児童館等を活用して、少し多めに入れているというクラブもありますので、そういったところの適正化も図らせていただきたいということで、今回は挙げさせていただいております。

松原委員長：基準面積を確保するというところでは、物理的には質の向上ですよ。担い手の問題はもちろん放課後児童クラブでもありますけれども。

お二人の委員からぜひ質の確保をというご意見が共通して出ました。補足して言えば、こども

クラブの担い手も一緒だと思うんですね、勤務条件等の改善とか。他にいかがでしょう。

藤巻委員：保育士の問題がでましたけれども、今、保育士が一番給料が低いのですよね。それから休みたい時に休めないということがありまして、今回私の保育所では給与を少し上げました。給与を上げて、いつでも好きな時に休めるというのが今の若い人たちの希望らしいです。本当は学校にもすごい数の保育士さんが卒業するので、こういう状況はないはずなのです。でも保育士にはならない。どうしてもならないんだろうというのは、その原因が一つらしいのです。それでちょっと給与を上げましたら来ましたね、保育士は。だからやはりそういう問題があるのかなとは思いますが。

松原委員長：区としてそういう労働条件の改善等の支援というのは考えていらっしゃいますか。

前田課長：先ほどちょっと森部委員のご質問でもお答えをさせていただきましたが、保育士の処遇改善ということで、多少支援を区からもさせていただいている事業はございます。

松原委員長：実は1園上げればそこに流れてきて、そうすると減ったところがまた上げてという、だんだんそういうことになるので、やっぱり一律に処遇を向上しないと本当はまずいと思いますし、森部委員がおっしゃっていた免許を持っていればいいのかという話ももちろんあるわけで。就業後の研修、人数が少なければ研修には出にくいですから、代替の職員の派遣等、小規模のところでは考えるとか。いろいろ他の自治体で試みていることがあるので、考えていただきたいと思います。

あと私自身の意見を言わせていただくと、国の調査は非常に粗いので、修正されるのはよく分かるのですが、やはり5年計画で真ん中の年ぐらいに、もう一回実績と今回の調査とを比べて、量のところの再検討をすべきだと思うんですね。じゃないと気が付いてみたらやっぱり待機児童がいたとか、逆に余っているとかが、そういうことが出てくるので、一度途中できちんと検証すべきかなと思います。

他にいかがですか。数値的にはなかなか言いにくいところがあると思うので、子どもの生活とかいう観点から、何かこの際こういう点には留意すべきだというご意見でも結構です。

浅野委員：近所のお子さんを見ていると、何だか外国人が最近すごくうちの近辺に多いのです。それで1歳から5歳ぐらいの子が非常にいるんですね。どこも行っていない気がするのです。それで道路の真ん中で放置状態みたいになっている子どもが、日本人は全然いないのですが、韓国とか中国とかフィリピンとか、そういう子がたくさんいるので、そういう子たちの収容というのはどうなっているのでしょうか。申し込まないのかちょっとその辺は分からないのですが。

松原委員長：今台東区で0、1、2歳の方で、保育園を利用している子どもが30%、40%かな。残り7割は在宅で育てている。年齢を上げていって、3、4、5歳のあたりの方では、幼稚園・保育園にも行っていない子どもたちってどのぐらいいますか。

酒井課長：幼稚園・保育園に通っている子どもを両方合わせると、90%は超えています。その残りの部分が。

松原委員長：そうすると浅野さんの目に映っているのはその部分の子どもたちかもしれないですね。

浅野委員：全然どこにも行ってない感じがしますね。心配です。それで虐待もしているようですし、親が。全然つかみどころがない。長いこと民生委員をやらせていただいているんですが、何かやはり相談に乗れないのです。心配です。

松原委員長：そういうさまざまな養育上の課題とかニーズを持った子どもへの支援というのは、むしろ次世代育成の方で考えなきゃいけないと思うのですね。子ども・子育ての枠組みプラスアルファのところで考えていかないと。台東区は両方を兼ねるということで委嘱状をいただいていますから、そことかあるいは中高生対策なんかも大きな課題であるとは思いますが。他にいかがですか。

森部委員：いつも言っているのですが、子どもの立場とか子どものことを考えた時に、やはり子どもが本当に安心して家族と一緒にいられる、そういう時間をできるだけ多く出来るような仕組みが欲しい。家族で過ごす時間を大切に出来る社会を作ろうとかがってという言葉がよく言われているのですが、本当にそうなのかなって感じがいつもするのです。

ですから、子どもの本当の幸せ、子どもがすこやかに育っていける、そういうものを作ることをいつも考えていないと、待機児童ゼロばかりではどうしても落ち着かない。そして台東区は非常にいいかなと。私これ60ページあたりまでしっかり見せていただいたのですが、母親の方が6時間ぐらいの保育でいいんじゃないかとか、それから1歳までは家で子育てをやりたいという親が多いとか。あと、本当は就業規則にあって、3歳までやればいいなっていうデータも出ております。そういうのはしっかりと引き上げていって、そしてそういう仕組みを作ることを考える。それがやはり子育ての大事なことではないかなと。やはり私はどう考えても、0歳から預けるというのは、特殊な例は別ですよ。ひとり親とかそういうのはちょっと別にしますが、0歳で預けるというのは、言葉は悪いですが虐待に近いんじゃないかというぐらいに感じる。そういう気持ちでやはり子育てを大事にしなければいけないのではないかと考えています。

松原委員長：これはご意見ということで受け止めておきます。他にいかがですか。私自身はいろんな子育てのしかたがあると思うんですよね。どの選択肢を取っても不利益にならないような形で、行政というのはさまざまな施策を講じていくべきだと思うんです。だから保育だけに特化するということもまずいと思いますし。幼稚園だけでもまずいと思いますし。ひょっとしたら1割弱、両方に行かない子どもたちにも目を向けなきゃいけない。行政施策というのは、そういう意味では価値フリーで、どういう選択肢を取ってもいいような形で準備すべきかなと。これも私個人の意見ですが。

それでは議事次第のその他に行ってもよろしいでしょうか。ではありがとうございました。こ

の量の見込みと確保方策につきましては、特に質的な向上を望んでいるという意見が複数の委員からありまして、担い手の確保の課題も出ましたが、そのことを委員会の中で出たということ記録に残しながら、全体としては了承したという扱いにさせていただきたいと思っております。

(2) その他

・確認制度と確認のための施設及び事業に関する基準について

松原委員長：では次にその他ということで、確認制度と確認のための施設及び事業に関する基準について、資料2を使いまして教育委員会事務局副参事からご説明をお願いいたします。

上野副参事：ではお手元の資料2をご覧ください。この資料2に付いております書類は、まず資料2と右側に書いてあります1枚ものの両面印刷されているものが1枚。それから別紙1、別紙2とホチキスでそれぞれ留めてあるものになってございます。お手元にございますでしょうか。

それでは、確認制度と確認のための施設及び事業に関する基準について、をご説明させていただきます。来年の4月に施行が予定されております子ども・子育て支援法で定められております、教育・保育サービスについて、新制度では小学校就学前の子どもとその養育者に必要な支援を行うため、消費税率の引き上げ分などを財源に、子ども・子育て支援給付を行います。給付は2種類で、児童手当として現金で給付されるものと、保育所等の入所という形で支給される現物給付とがございます。このうち、その給付を受け取る区民の方に対する仕組みと、サービスを提供する側の施設・事業の仕組みという二つの仕組みが導入されることとなります。今回は、サービスを提供する施設と事業者の方の基準についてご説明させていただくものです。

資料2ですが、給付を受けるための確認を受ける施設・事業につきましては、利用定員を定める際に、この協議会のご意見をいただくことになってございます。そのため、この確認制度について、この場をお借りしてご説明させていただきたいと考えてございます。

項番1の確認制度でございます。確認制度とは、法等に基づく人員配置や施設整備などの確認を受けていることを前提に、給付による財政支援の対象となる施設または事業として、例えば会計処理や情報公開、保護者への支援などの体制について、適格であるかどうかということとを区が確認する仕組みでございます。この確認の中身につきましては、国が定める基準を踏まえて、区が条例で定めることとなっております。

まずこの確認を受ける施設でございますが、(1)の表でございます。施設と事業の2種類がございます。お示ししている表の中の施設・事業が該当となります。次に(2)でございます。国が定める基準でございます。こちらは4月30日に内閣府令で定められましたものに従って条例で定めていくものでございます。国が定めているもののうち、条例で必ず従わなければならないものと、区が十分参酌した結果、他のものを参考にして良いところを取り入れた結果であれば、その内容を定めていいですよといった基準に従って条例を定めていくこととなります。

一番下の表になりますが、基準の事項として定めるものは大きく二つでございます。一つ目は利用定員でございます。新制度では小学校入学前のお子さまを三つの区分に認定してまいります。この三つの区分に従って、それぞれ定員を定めていくこととなります。二つ目は運営基準でございます。主には三つございます。利用開始に伴うもの、教育・保育の提供に伴うもの、あとは管理・運営に関するものとしてこちらの表に挙げているものでございます。

お配りしている別紙1をご覧ください。今回4月30日に公布された内閣府令をまとめたものでございます。ここで資料の一部に誤りがありましたので、訂正させていただきたいと思っております。まず1ページ目の利用定員と書いてある表がございます。この表のうち、施設の三つ目になります幼稚園の欄で、1号認定だけを利用定員として定めることになっておりますが、3号のところに丸が二つ付いてございます。これは削除していただければと思っております。資料に誤りがありましたこと、大変申し訳ございませんでした。

そしてこちら、別紙1につきましては、全部で5ページございますが、これを一つずつ区の条例でも定めていくことになります。右側の方に従うべき基準には従、参酌する部分については参という形で表示をさせていただきました。また府令を直接ご覧になれますように、参考までに府令の条文の条数につきましても右側に記載させていただいております。

まずこちらの方が確認の基準の中身でございます。確認制度の(1)のところにあります、施設と事業について、事業につきましては、今回の法改正でさらにこれに加えて、区が認可というものを行っていくことになってございます。

裏面をおめくりください。項番2、地域型保育事業の設備及び運営に関する基準についてでございます。こちら区が認可を行う上で基準を条例で定めていくものでございます。大きくは4種類の区分に分かれます。

まず家庭的保育につきましては、いわゆる保育ママのものでございます。定員は5人以下という形での基準を策定してまいります。小規模保育事業につきましては、3種類に分けてございます。3種類の中身でございますが、基本的には人数の部分と、それに従事する職員の違いでございます。A型は保育士が100%。B型につきましては保育士と保育の資格の研修を受けた方ということで、保育士100%でなくても良い施設でございます。C型というのは保育ママの受講終了されている方が保育をするという形で、保育所の種類によって分類がなされております。次の居宅訪問型保育事業につきましては、いわゆるベビーシッターという形でございます。子ども1人に対して1人が基準でございます。事業所内保育事業につきましては、事業所内の人数の大きさに合わせて2種類に分類してございますが、おおむねお子さんの人数に対してどれだけの人数を配置しなければならないといったものを定めてございます。項番3にございます区が策定する条例について、主には「教育・保育施設」及び「地域型保育事業」の運営に関する基準と、家庭的保育事業等に係る設備及び運営に関する基準の2種類の条例を定めてまいる予定でございます。

この条例につきましては、皆様の意見をいただきながら作ってまいりたいと思っておりますので、次回の8月上旬に予定されています地域協議会までの間に、区としての考えをまとめ、ご報告させていただきたいと考えてございます。またこれまでの期間の間に、非常に難しい表ではございますが、一度お目通しをいただいて、ご意見をいただければと思っております。

今後のスケジュール、項番4でございます。皆様のご意見をいただいた後、第3回区議会定例会でこの条例についてご審議いただき、まとまりました暁には条例を公布させていただき、この条例に基づく確認ですとか認可という作業を進めてまいりたいと考えてございます。

松原委員長：ありがとうございます。議事としては次回ですね。この協議会に出てくるということですね。今日は予告編ということなのですが、ご質問はいかがですか。よろしいでしょうか。

澤田委員：私がこの中でどれを使おうかと思った時にですね、ただニーズが違うから、こういうニーズがあるから、私はこのサービスを使いましたと、そういう流れになると思うんですけど、どのサービスを使っても、このサービスは当たりだったけど、こっちは外れだよという状況はまずいと思うのです。ですから、認定こども園に入れたからとても良かった、他の何かだったらちょっとこれは、という形のものではしょうがないのですね。ですから、どのサービスを選んで、ただニーズが違うだけで、与えられるものは大体同じぐらいのレベルのものにしてもらわないと困ると思います。

次回までにということなのですが、この利用定員をこの審議会で決めるということなのですが、この利用定員でどのぐらいのサービス基準があってというのが全く分からないので、議論する時に材料がちょっと少なすぎやしないかなと思いました。

上野副参事：申し訳ございません。説明が足りませんでした。基本的に0歳から2歳までが受ける事業につきましては、保育所保育指針に基づいた保育を実施することというのは、基準として定めていく予定になってございます。なので、基本的には保育所で保育されている内容とほぼ近いもの。ただ、その保育を提供する方が保育士か保育士でないかという違いとかはございますので、このあたりがもう少し分かるような形でお示ししていきたいと考えてございます。

松原委員長：これは少し事前に資料送付がないと、次回この場で議論するのは難しいかもしれないです。ぜひその点をお願いします。他にいかがですか。

それでは議事とその他が終わりましたので、委員の方々に全体を通じて何かコメントされたいことがあればいただきたいのですがいかがでしょうか。

森部委員：今の確認制度の問題なのですが、特にこれは私立幼稚園が影響を受ける問題であると認識しています。だけど、まだつかめないのです、これだけでは。だからどうすればいいのかということ。で、こういうふうに関心されてきた時に、私立幼稚園はどう生きていくのかということとはよく見えないので、確認を受けるということについてもう少し資料をいっぱいいただかないと、はい、そうですとか、こういうことを検討してくださいとは言えないので、もうちょっと情報をいただかないといけないかなという感じがします。

松原委員長：今週は一応公定価格も出ましたし、順次いろいろな資料は増えていくと思うので、特に事業者の方は気になりますから、資料提供をお願いしたいと思います。他にいかがですか。堀内委員からは少し年齢が上がって、小学校高学年から中学生のコミュニケーションツールとしてのIT機器についての危険性、これをどう学校教育と異なった立場から周知していくかということが必要だというご意見が出ています。

それでは特にご発言がなければ、事務局の方でその他ありましたらお願いします。

事務局：ではその他としまして、今後のスケジュールを簡単に申し上げます。次回は8月の下旬に協議会を開催したいと思っております。そこでは中間のまとめということで思っております。

その後12月中旬あたりにまとめでございます。どうぞよろしくお願いいたします。以上です。

松原委員長：それでは本年度第1回の会議、協議会は閉会といたします。ありがとうございました。